

社会福祉法人 伯耆の国 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伯耆の国定款第8条並びに定款第21条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事長及び常務理事は、勤務実態に即して報酬を支給するものとし、その額については別表に定める通りとする。

2 理事長及び常務理事以外の役員については、勤務実態に即して支給するものとし、その額については別表に定める通りとする。なお、支払い方法については、随時精算とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、評議員会への出席に即し、別表に定める通りの日当を支払うものとする。

(その他)

第4条 本規程に定めのないものは、評議員会において別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月1日から適用する。

この規程は、平成30年6月1日から適用する。

この規定は、令和4年4月1日から適用する。

【別表】

対象者	報酬額	備考
理事長（常勤）	月額：350,000円	賞与：7月賞与 報酬月額1ヶ月分 12月賞与 報酬月額1ヶ月分
常務理事（常勤）	月額：300,000円	賞与：7月賞与 報酬月額1ヶ月分 12月賞与 報酬月額1ヶ月分
理事及び監事	出勤1日あたり10,000円	理事会、監査会等出席
評議員	出勤1日あたり10,000円	評議員会等出席